会長		担当理事		会計	

薬第５５２－１号
令和３年９月15日

一般社団法人埼玉県医師会　会長　金井　忠男　様

埼玉県保健医療部長　関本　建二
（　公　印　省　略　）

新型コロナウイルス感染症に使用した酸素濃縮器の
再使用について（通知）

当県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記について、令和３年９月２日付けで厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、厚生労働省医政局経済課の連名で別添（写）のとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴会員への周知について特段の御配慮をお願いします。

担当　薬務課販売指導担当
電話　０４８－８３０－３６２２

埼玉県医師会 収受 3.9.16 719 号

写

事　務　連　絡
令和３年９月２日

各 { 都道府県 / 市町村 / 特別区 } 衛生主管（部）局　御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
厚生労働省医政局経済課

新型コロナウイルス感染症に使用した酸素濃縮器の再使用について（周知）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、酸素濃縮装置（以下、「酸素濃縮器」という。）の需要が高まっていることを受けて、新型コロナウイルス感染症の患者（以下、「COVID-19患者」という。）に使用した酸素濃縮器を別のCOVID-19患者に使用するまでの間における取扱いについて、別添のとおり日本環境感染学会から、酸素濃縮器を再使用するまでの期間は時間を置かずに使用する事が可能である旨の見解（＊１）が示されているところです。各医療機関等におかれては、酸素濃縮器の取扱いに当たっては当該見解を御参考としていただくよう、貴管内の医療機関等の関係者に周知いただきますようお願いいたします。なお、同旨の事務連絡を医療機器関係団体宛に送付することを申し添えます。

また、COVID-19患者に使用する人工呼吸器等の取扱いについての注意事項（＊２）が日本臨床工学技士会から示されておりますので御参照ください。

なお、酸素濃縮器の消毒に当たっては、マスクや手袋を着用の上、アルコール等を用いて適切に消毒を行ってください。消毒方法については「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について(＊３)」及び「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理(＊４)」を御参照下さい。また、消毒を行った後は、石けんやアルコール等を用いて手洗いを行ってください。

国においても、引き続き、酸素濃縮器の供給確保・提供に関する取組を進めてまいります。

＊１　一般社団法人日本環境感染学会「酸素濃縮器の再使用について」
http://www.kankyokansen.org/modules/news/index.php?content_id=406

＊２　新型コロナウイルス肺炎患者に使用する人工呼吸器等の取り扱いについて
―医療機器を介した感染を防止する観点から―Ver.3.0
https://www.ja-ces.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/06/5fbe4ea278dcc2c72431fc28f502af61.pdf

＊３　新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

＊４　新型コロナウイルス感染症に対する感染管理
https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/covid19-01-210806.pdf

薬第551号

玉神 収受 3.9.14 薬務課

別添

酸素濃縮器の再使用について

一般社団法人日本環境感染学会
理事長　吉田　正樹

酸素濃縮器の再使用について、日本環境感染学会としては、酸素濃縮器の再使用するまでの期間は時間を置かずに使用する事が可能と考える。別の変異ウイルスへの感染の懸念は残るものの、酸素投与が必要な場合、酸素投与することの方が優先される。

以下の点についてご注意ください。

1．患者ごとに使用される鼻腔カニューレ等は交換する。
2．表面等の消毒できる部分は、アルコール等で消毒する。
3．フィルターが交換できる場合は、予備のフィルターに交換し洗浄等を行う。
4．運搬等で、新型コロナウイルス感染者以外の者が触る時には、手袋、マスクを着用する。